

# 大阪市内部統制の推進に関する規則

令和2年3月31日  
大阪市規則第58号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項の規定に基づき定められた大阪市内部統制基本方針（以下「内部統制基本方針」という。）に基づき、本市における内部統制の推進体制その他内部統制の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において「内部統制」とは、市長の担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するために組織的に行われる、次に掲げる目的の達成を阻害する業務上の要因を識別してその重大性を評価し、これに応じた対応策を講じるとともに、その有効性を評価して必要に応じて見直す一連の過程をいう。

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行
- (2) 報告の信頼性の確保
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
- (4) 資産の保全

2 この規則において「局等」とは、大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織、会計室、消防局、中央卸売市場、危機管理室及び区役所並びに本市に置かれている地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会及び委員の補助組織であつて市長の担任する事務を所掌しているもの並びに市会事務局をいう。

## (基本原則)

第3条 内部統制は、内部統制基本方針に定められた基本的な考え方並びに内部統制の目的及び取組の観点を踏まえ、日々の業務において当該業務に従事する全ての職員が誠実かつ真摯にそれぞれの職責を果たすことによって組織的かつ自律的に遂行されることを旨として、行われなければならない。

## (最高内部統制責任者等)

第4条 内部統制の着実な実施を図るため、本市に最高内部統制責任者（以下「最高責任者」という。）及び副最高内部統制責任者（以下「副最高責任者」という。）を置く。

- 2 最高責任者は市長をもって充て、副最高責任者は副市長をもって充てる。
- 3 副最高責任者は、最高責任者を補佐するとともに、最高責任者に事故があるとき又は最高責任者が欠けたときは、大阪市副市長の事務分掌等に関する規則（平成24年大阪市規則第7号）第6条の規定の例により、その職務を代行する。

## (局等の内部統制責任者等)

第5条 局等における内部統制の着実な実施を図るため、局等に内部統制責任者及び副内部統制責任者を置く。

- 2 内部統制責任者は、局等の長（危機管理室にあつては危機管理監、教育委員会事務局にあつては教育次長。以下同じ。）をもって充てる。

- 3 内部統制責任者は、第3条の基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、当該局等の所掌事務に係る内部統制を着実に実施しなければならない。
- 4 副内部統制責任者は、局等の所属員のうちから内部統制責任者が指名する。
- 5 副内部統制責任者は、内部統制責任者を補佐するとともに、内部統制責任者に事故があるとき又は内部統制責任者が欠けたときは、あらかじめ内部統制責任者の定める順位により、その職務を代行する。

（分任内部統制責任者等）

第6条 内部統制責任者の担任する内部統制に関する事務を分掌させるため、局等に分任内部統制責任者及び内部統制総括員を置く。

- 2 分任内部統制責任者は局等の部長等（部長、部に相当する室及び事業所の長、次長、担当部長その他これらに相当する職にある者をいう。以下同じ。）又は副区長をもって充て、内部統制総括員は局等の所掌事務に関する総合調整に関する事務を所管する課長、担当課長その他これらに相当する職にある者をもって充てる。
- 3 分任内部統制責任者は、内部統制責任者及び副内部統制責任者の命を受けて、基本原則にのっとり、部長等又は副区長として所管する事務に係る内部統制に関する事務を行う。
- 4 内部統制総括員は、内部統制責任者及び副内部統制責任者の命を受けて、局等における内部統制の実施に関する総合調整を行う。

（内部統制員）

第7条 分任内部統制責任者の担任する内部統制に関する事務を分掌させるため、局等に内部統制員を置く。

- 2 内部統制員は、課長等（課長、課に相当する事業所の長、担当課長、主幹その他これらに相当する職にある者をいう。以下同じ。）をもって充てる。
- 3 内部統制員は、分任内部統制責任者の命を受けて、基本原則にのっとり、課長等として所管する事務に係る内部統制に関する事務を行う。

（局等における内部統制の推進体制に関する特例）

第8条 局等の所掌事務を分掌する部長等が置かれていない局等（区役所を除く。）については、第6条第1項及び第2項の規定（分任内部統制責任者に係る部分に限る。）並びに同条第3項の規定は、適用しない。この場合における前条の規定の適用については、同条第1項中「分任内部統制責任者」とあるのは「内部統制責任者」と、同条第3項中「分任内部統制責任者」とあるのは「内部統制責任者及び副内部統制責任者」とする。

- 2 内部統制員が1人である局等については、第6条第1項及び第2項の規定（内部統制総括員に係る部分に限る。）並びに同条第4項の規定は、適用しない。
- 3 内部統制責任者は、局等における内部統制を推進する体制について前3条又は前2項の規定により難しい事情があると認めるときは、次条に規定する総括責任者と協議の上、その必要の限度において、第5条（副内部統制責任者に係る部分に限る。）若しくは前2条又は前2項の規定による体制とは別の体制とすることができる。

（総括内部統制責任者）

第9条 各局等における内部統制を総括するため、本市に総括内部統制責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

- 2 総括責任者は、総務局長をもって充てる。

- 3 総括責任者は、最高責任者及び副最高責任者の命を受けて、内部統制が各局等において基本原則にのっとり着実かつ効果的に実施されるよう必要な指導、調整及び支援を行うとともに、各局等における内部統制の整備及び運用の状況についての評価を行う。

(共通業務内部統制責任者)

第 10 条 市長の担任する事務に関する業務のうち、複数の局等において共通して行われるものとして別表に掲げる業務であって、同表に定める当該業務の総合調整又は統括管理に関する事務を所管する局等の長が条例、規則その他の規準にのっとり統一的に行われるべきものとして定めるもの（以下「共通業務」という。）に係る内部統制の効果的な推進を図るため、本市に共通業務内部統制責任者（以下「共通業務責任者」という。）を置き、当該各共通業務に係る局等の長をもって充てる。

- 2 共通業務責任者は、最高責任者及び副最高責任者の命を受けて、総括責任者と連携し、局等の長として所管する事務に係る共通業務に係る内部統制が各局等において基本原則にのっとり効果的に実施されるよう必要な指導、調整及び支援を行う。
- 3 共通業務責任者は、第 1 項の規定により共通業務を定めたときは、その内容を総括責任者に報告しなければならない。

(内部統制連絡会議)

第 11 条 内部統制に関する局等相互間の連絡調整及び情報共有を行うことにより、本市における内部統制の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、大阪市内部統制連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設ける。

- 2 連絡会議は、最高責任者、副最高責任者、総括責任者、共通業務責任者及び内部統制責任者によって構成する。
- 3 連絡会議は、最高責任者が招集し、主宰する。
- 4 連絡会議は、議事に関係のある者のみを招集して行うことができる。
- 5 連絡会議の庶務は、総務局において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、総括責任者が定める。

(内部統制の実施に関する指針)

第 12 条 総括責任者は、局等における内部統制の着実かつ効果的な実施を図るための指針を定め、これを公表するものとする。

(施行の細目)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大阪市内部統制基本規則（平成 26 年大阪市規則第 201 号）は、廃止する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 53 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 31 日規則第 88 号）

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第10条関係）

複数の局等において共通して行われる業務	当該業務の総合調整又は統括管理に関する事務を所掌する局等の長
局等における運営方針の策定及び運用に関する業務	市政改革室長
局等における大規模な建設事業及び長期間継続している建設事業の評価に関する業務	
局等における情報通信技術を利用した業務改革に関する業務	デジタル統括室長
局等における情報通信技術に係る調達の適正化に関する業務	
局等における情報通信技術を利用した保有情報の安全管理に関する業務	
局等における公文書の管理に関する業務	総務局長
局等における保有個人情報の保護に関する業務	
局等の所属員の服務に関する業務	
区役所における住民情報の管理に関する業務	市民局長
区役所における地域活動の支援に関する業務	
局等における本市の債権の回収に関する業務	財政局長
局等における契約に関する業務	契約管財局長
局等における指定管理者による公の施設の管理に関する業務	
局等における公有財産の取得、管理及び処分に関する業務	
区役所における社会福祉及び社会保障に関する業務（児童及び青少年の健全育成に関する業務を除く。）	福祉局長
区役所における保健衛生に関する業務	健康局長
区役所における児童及び青少年の健全育成に関する業務	こども青少年局長
局等における収納及び支払に関する業務	会計室長
局等における公金等及び物品の管理に関する業務	